

今治市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針の策定について

第1 策定の背景

1 PPP/PFI とは

(1) PPP…Public Private Partnership

公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことにより最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る手法

(2) PFI…Private Finance Initiative

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）に基づき公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法（PPP の一種）

2 国の PPP/PFI 拡大に向けた動き

「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（令和3年6月）」において、人口10万人以上の地方公共団体に対して、施設整備等の際に従来型手法に優先して PPP/PFI 手法導入を検討する仕組みを構築するよう要請。

第2 優先的検討方針の内容

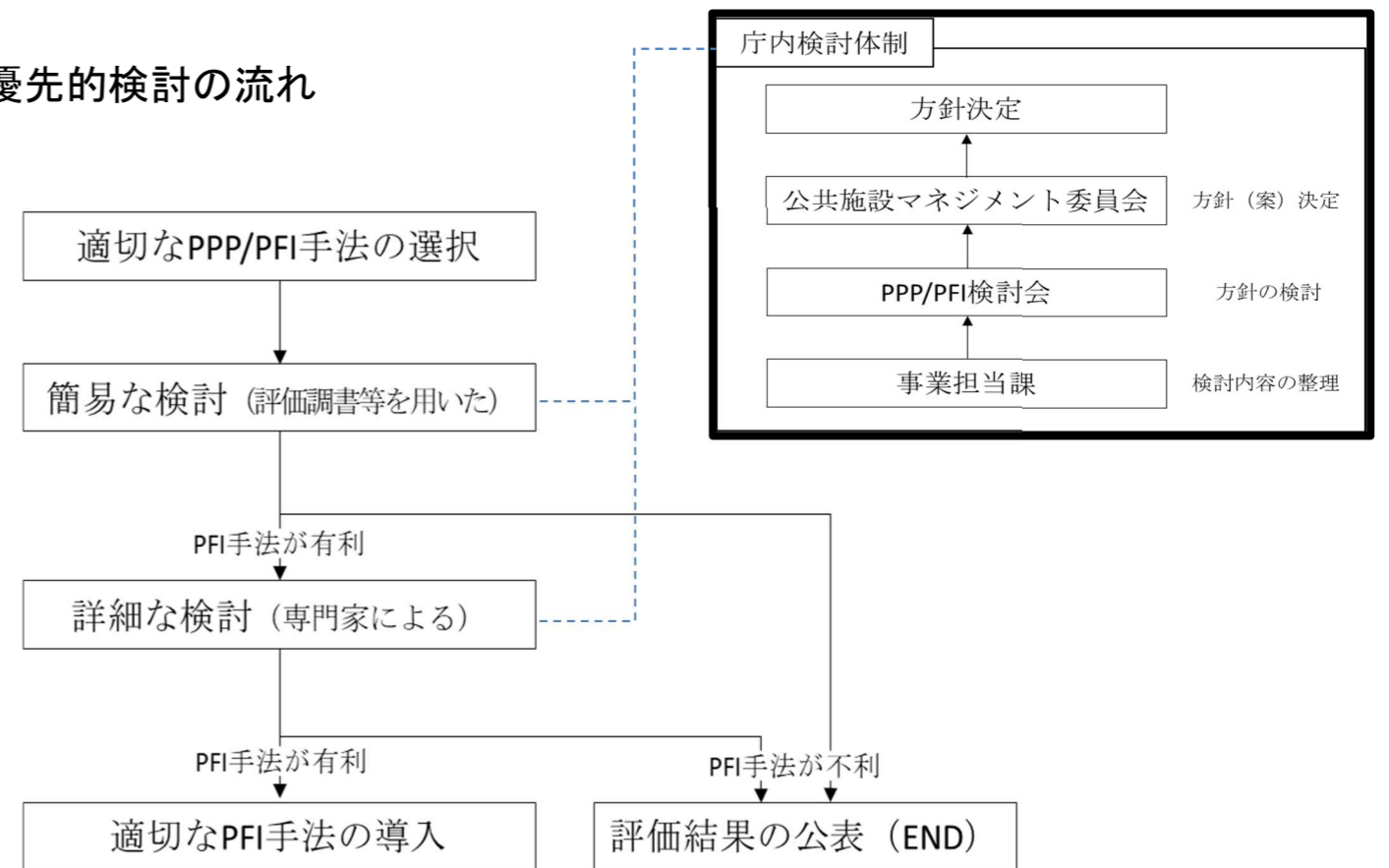
1 目的（第1条）

多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続きを定めることで、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 対象とする事業（第5条） ※（1）かつ（2）を満たす事業

(1)	事業内容による分類（以下のいずれか）
	ア 公共施設等の整備等に関する事業
	イ 利用料金を徴収する公共施設等の整備等に関する事業
(2)	事業規模（事業費）による分類（以下のいずれか）
	ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業
	イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営のみ）
	ウ 上記の他、同種事業における先進事例が存在し、手法導入により市民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業

3 優先的検討の流れ



4 民間提案制度

(1) 概要

PFI 法第6条に基づき、民間事業者が具体的な施設を指定して PFI 事業を提案する制度（以下6条提案という）

(2) 効果

企画段階から民間事業者が関わることによって、地域の価値や住民満足度を高めることが期待されるうえに、簡易な検討までに要するスケジュール短縮と行政コストの削減が可能となる。

(3) その他

PFI 法に基づかない民間提案についても、PFI 法に基づく民間提案より募集する時期や内容の自由度が高く、事業手法が明確でない段階において有効となるため、併せて制度導入する。